

1-13. 【とちしん年金定期】

2025 年 4 月 1 日現在

1. 商品名	とちしん年金定期
2. 販売対象	次のいずれかに該当する個人のお客様のみといたします。 ①当金庫にて、公的年金※をお受取りいただいている方 ②当金庫に、公的年金のお受取りをご指定いただいた方 ③当金庫に、公的年金のお受取りのご予約をいただいている既預入者の満期更新分のみ ※公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）
3. 預金種類	・自由金利型定期預金（M型）のスーパー定期預金 ・通帳式 ・定期性総合口座の取扱いはありません。
4. 期 間	1 年
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100 円以上 800 万円以下 ・1 円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しします。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 優遇 I 型 ・上記販売対象に該当するお客様については、預入時のスーパー定期 1 年物の店頭表示利率に、0.1%を上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用いたします。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割り計算
8. 税金	・利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
9. 手数料	
10. 取扱期間	2026 年 3 月 31 日まで
11. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
12. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は別表（「定期預金の中途解約利率一覧表」）の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
13. 金利情報の入手方法	・継続後の金利は窓口へご照会ください。
14. 苦情処理処置・ 紛争解決処置	苦情処理処置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9 時～17 時、電話 0120-16-5433）にお申し出ください。 紛争解決処置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法

	(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停) — もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
15. その他参考となる事項	・本商品作成時に年金振込みがある方および年金振込指定(指定替手続直後・公的年金手続直後・公的年金受給停止中)されている方は、自動継続型〈元金継続型〉になります。自動継続後の利率は、満期日における当金庫の所定の利率となります。 ・自動継続型以外のとちしん年金定期(通帳には「プレ年金定期」と表示)については、満期日にお書替の手続が必要となります。満期日以後のお利息は、普通預金利率により計算します。 ・お預入は原則として公的年金のお受取店舗、または、お受取指定店舗の1店舗のみとなります。 ・お申込の際に、確認資料のご提示をしていただく場合があります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合にはそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)